

1. 件名：新検査制度への移行に伴う設置変更許可申請手続に関する面談
2. 日時：令和2年5月25日（月）16時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席者：（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

実用炉審査部門

義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、
桐原調整係長

事業者：

関西電力株式会社

原子力事業本部 品質保証グループ マネージャー 他4名※

5. 要旨

- (1) 事業者から、新検査制度対応のための保安規定変更認可処分を受けた後における設置変更許可の手続について、添付書類五（以下「添五」という。）の記載方針について、令和2年5月25日の提出資料に基づき相談があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について回答を行った。
 - 添五において、新検査制度を踏まえた新たな品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に合わせた記載と技術的能力指針との整合性を整理して説明すること。
 - 現状の添五で記載していない内容であっても、新QMSで新たに要求の加わった事項については、追記することも検討すること。
- (3) 事業者から、本日の回答を踏まえ改めて記載方針について相談したい旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表